

兵庫県内の飲食事業者等の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（兵庫県知事） 齋藤 元彦

**新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に係る
飲食店等に対する営業時間短縮等の要請等について**

兵庫県の新規感染者数は減少傾向にあるものの、病床使用率が6割を超え依然高い水準にあります。一刻も早く感染を収束させるため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の期間を延長し、下記の通り飲食店等に対し、営業時間の短縮、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策の徹底等を要請します。ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 期 間 令和4年1月27日(木)から令和4年3月21日(月)まで
※3月6日(日)までの措置が延長となります。

2 対象地域 兵庫県全域

3 対象施設

種 類	施 設
飲食店等 (宅配・テイクアウトは除く)	飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等 ※飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設
遊興施設 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、カラオケボックス等 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外
結婚式場 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可を受けている施設)	結婚式場等 ※ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)で行う場合も含む

4 要請内容 [特措法第31条の6第1項等に基づく]

「新型コロナ対策適正店認証制度」認証店舗(※1)	左記以外の非認証店舗												
<p>・時短要請等(以下を選択)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業時間</td> <td>5～21時</td> <td>5～20時</td> </tr> <tr> <td>酒類提供(※2)</td> <td>11～20時30分</td> <td>禁止</td> </tr> <tr> <td>協力金</td> <td>2.5～7.5万円</td> <td>3～10万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・同一テーブル4人以内、短時間(2時間程度以内)での飲食を要請 (ただし、ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等登録店舗は「対象者全員検査」の活用により同一テーブル5人以上の飲食可)</p>	区分	①	②	営業時間	5～21時	5～20時	酒類提供(※2)	11～20時30分	禁止	協力金	2.5～7.5万円	3～10万円	<p>・時短要請等 5～20時(酒類提供禁止)(協力金3～10万円)</p> <p>・同一グループ4人以内(※3)、短時間(2時間程度以内)での飲食を要請</p> <p>・「新型コロナ対策適正店認証」取得の推奨</p>
区分	①	②											
営業時間	5～21時	5～20時											
酒類提供(※2)	11～20時30分	禁止											
協力金	2.5～7.5万円	3～10万円											
<p>感染対策の徹底を要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食以外の会話時のマスク着用の徹底 ・利用者の密の回避、換気の確保など、業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請 ・その他感染対策の徹底(※4) (⑩⑪については特措法第24条第9項に基づく要請) 													

* ホテル・旅館内の飲食店、集会の用に供する部分での宿泊客のみの飲食利用は、時短要請の対象外(ただし、飲食店等と同様、同一テーブル4人以内、短時間(2時間程度以内)の飲食、会話時のマスク着用など感染対策の徹底を要請)

※1 認証を取得した店舗に限る。今後認証申請を行う店舗は、認証取得日に認証店として取り扱う。

※2 酒類提供は、利用者による酒類の店内持込みを含む。

※3 入店案内は4人まで

※4 ① 従業員への検査勧奨 ② 入場者の感染防止のための整理・誘導 ③ 発熱等の症状のある者の入場の禁止
④ 手指の消毒設備の設置 ⑤ 事業を行う場所の消毒 ⑥ 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
⑦ 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ⑧ 施設の換気
⑨ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 ⑩ CO2センサー等の設置 ⑪ 業種別ガイドラインの遵守

5 その他

(1) マスク着用を呼びかけるポスター等

①ポスター用 (A4 サイズ)

店内に掲示して活用してください。

②ポップ用 (A6 サイズ)

メニュースタンドにはさみ、各テーブルに配置するなどして活用してください。

- ・県ホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/maskpr.html>



(2) 新型コロナ対策適正店認証の積極的な取得

感染症対策を実施している飲食店等を実地確認の上、適正店として認証しています。認証の積極的な取得をお願いします。

○認証時のチェック項目

- ① アクリル板等(パーティション)の設置又は座席間隔の確保
- ② 手指消毒の徹底
- ③ 食事中以外のマスク着用の推奨
- ④ 換気の徹底
- ⑤ 入店制限 (同一グループの同一テーブルへの原則4人以内の入店案内)
- ⑥ 時短要請の遵守
- ⑦ 長時間飲食にならないよう呼びかけ
- ⑧ 体調がすぐれない従業員への対応
- ⑨ 「感染防止対策宣言ポスター」の掲示



認証店に交付するステッカー

○県ホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/ninsyo.html>

(3) ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等登録 (*新型コロナ対策適正店認証店舗)

「対象者全員検査」の活用により、行動制限を緩和することができます。

※現在、ワクチン・検査パッケージ制度は適用していません。

〔緩和内容〕

- ・飲食店等における利用者の人数制限(同一テーブル4人以内)を制限なしに緩和

〔入店時の確認方法〕

- ・同一テーブルに5人以上着席するグループ全員の検査陰性証明書を確認(同一テーブル4人以内で着席するグループに対しては、上記の確認は不要)

〔登録方法〕

- ・「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等登録」事務局に登録申請書を提出
- ・申請があった認証店を実地確認調査し、基準を満たす認証店を登録(制度登録ステッカーを交付)
- ・登録店舗は、県ホームページに公表



登録店に交付するステッカー

登録申請書URL <http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/insyokutentouroku.html>

(4) オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策の徹底

- ・適切なマスクの着用(不織布マスクを奨励)、手洗いや手指消毒、ゼロ密(三密(密閉・密集・密接)の回避)、人と人との距離の確保、換気、複数人が触る箇所の消毒
- ・飲食は、短時間、少人数で黙食を基本とし、会話をする際のマスク着用の徹底
- ・飛沫のかかる物品・設備の共用や使い回しの回避、使用前後の消毒の徹底

※添付のメッセージ(「まん延防止等重点措置再延長 感染防止徹底要請!」)をご確認いただき、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策の徹底をお願いします。

お問い合わせ先

◆兵庫県まん延防止等重点措置コールセンター

T E L : 0 7 8 - 3 6 2 - 9 9 2 1 受付時間: 平日 9時~17時

◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター(協力金に関すること)

T E L : 0 7 8 - 3 6 1 - 2 5 0 1 受付時間: 平日 9時~17時

◆ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等登録及び認証事務局コールセンター

T E L : 0 7 8 - 2 7 2 - 6 5 1 1 受付時間: 平日 9時~17時

◆県ホームページ(飲食事業者に対する要請等)

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_taisho.html

まん延防止等重点措置の期間延長に係る飲食店に対する協力金

「まん延防止等重点措置」の期間延長に伴い、兵庫県内全域の飲食店等に対して、営業時間の短縮（以下「時短営業」といいます。）と酒類提供の禁止等を要請します。

これらの要請に応じていただいた飲食店等に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第11期）」を支給します。申請は、要請期間終了後速やかに県ホームページ等でお知らせします。

1 対象者

県の要請に協力いただいた店舗を運営する事業者

2 支給要件

定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して時短営業（休業を含む）等に協力していただいた店舗に支給します。

3 支給額等

項目	新型コロナ対策適正認証店	左記以外の店舗（非認証店）
対象期間	令和4年3月7日(月)～令和4年3月21日(月)（15日間）	
対象施設	県内全域の、飲食店・遊興施設・結婚式場のうち食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗	
主 要 請 内 容	（時短要請） 下記①又は②いずれかの対応を要請 ①通常、午後9時を超えて営業する店舗 ・営業時間を午後9時までに短縮、かつ ・酒類の提供(*)を午前11時から午後8時30分までとする。 ②通常、午後8時を超えて営業する店舗 ・営業時間を午後8時までに短縮、かつ ・酒類の提供(*)を終日しない。	（時短要請） 通常、午後8時を超えて営業する店舗が、 ・営業時間を午後8時までに短縮し、かつ、 ・酒類の提供(*)を終日しない。
	（その他の要請） ・同一テーブル4人以内、短時間（2時間程度以内）での飲食（ただし、ワクチン検査パッケージ登録店舗で「対象者全員検査」の活用により同一テーブル5人以上の飲食可） ・感染対策の徹底	（その他の要請） ・同一グループ4人以内、短時間（2時間程度以内）での飲食 ・「新型コロナ対策適正店認証」取得推奨 ・感染対策の徹底
支 給 額	下記により算出した1日当たり額/店舗×時短営業日数（最大15日間）	
	<中小企業> 2019年から2021年までのいずれかの年（以下「前年等」という。）の3月の1日当たり売上高に応じて単価決定 【要請①の場合】 ・83,333円以下の店舗：2.5万円 ・83,334円超～25万円の店舗：(前年等の1日当たり売上高)×0.3の額 ・25万円超の店舗：7.5万円 【要請②の場合】 ・7.5万円以下の店舗：3万円 ・7.5万円超～25万円の店舗：(前年等の1日当たり売上高)×0.4の額 ・25万円超の店舗：10万円	<中小企業> 前年等の3月の1日当たり売上高に応じて単価決定 ・7.5万円以下の店舗：3万円 ・7.5万円超～25万円の店舗：(前年等の1日当たり売上高)×0.4の額 ・25万円超の店舗：10万円

	<p><大企業> ※中小企業もこの方式を選択可 前年等の3月の1日当たり売上高の減少額×0.4（上限20万円） ただし、要請①の場合の上限は、20万円又は前年等の3月の1日 当たり売上高×0.3のいずれか低い額</p>
--	--

* 利用者による酒類の店内持ち込みを含みます。

4 協力金の早期支給

今回の協力金については、早期支給を実施しません。

【参考】 中小企業の運営する店舗に関する協力金額の取扱い（第11期）

（パターンA）要請期間の初日以前から「認証店」であった場合

応じる要請	店舗の対応	適用される協力金日額
要請①	21時までの時短営業（酒類提供20時30分まで）	2.5万円～7.5万円
要請②	20時までの時短営業（酒類提供なし）又は休業	3万円～10万円
要請①	時短営業期間の途中で、応じる要請を変更	（要請①に応じた日）2.5万円～7.5万円
要請②		（要請②に応じた日）3万円～10万円

（パターンB）要請期間の途中で「認証店」となった場合

応じる要請	店舗の対応	適用される協力金日額
非認証店要請	非認証店時 20時までの時短営業（酒類提供なし）又は休業	（要請に応じた日）3万円～10万円
要請①	認証店時 21時までの時短営業（酒類提供20時30分まで）	（要請①に応じた日）2.5万円～7.5万円
要請②	20時までの時短営業（酒類提供なし）又は休業	（要請②に応じた日）3万円～10万円

（パターンC）要請期間を通して「非認証店」であった場合

応じる要請	店舗の対応	適用される協力金日額
非認証店要請	20時までの時短営業（酒類提供なし）又は休業	3万円～10万円